

美作監査第58号
平成28年11月29日

美作市長 萩原 誠 司 様

美作市監査委員	窪 田 功
同上	高 田 修 平
同上	松 本 妙 子
同上	安 本 博 則

平成27年度美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査結果（追加審査分）について

平成27年度美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算については、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付され、平成28年8月29日付け美作監査第37号にて意見書を提出したところです。

その後、平成27年度中に市有財産施設において備品等盗難が発生していたことが判明したため、この件に関して平成27年度中の市有財産の管理等に関する決算審査として追加審査を行いました。同条第4項に定める監査委員の合議に至らなかったことから追加審査の意見を明確に出すことができませんでした。

なお、審査の透明性を高める観点から、監査委員の見解について次のとおり提出します。

平成27年度

美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算
審査結果報告書（追加審査分）

（こぶしの里後山の建造物損壊・備品盗難事件発覚に伴うもの）

美作市監査委員

第1 追加審査の期間

平成28年10月10日から平成28年11月25日

第2 追加審査の対象及び内容

市有財産施設であるこぶしの里後山の建築物及び備品の管理並びに本件損壊及び盗難に係る事務処理等の適切・適正性及び妥当性の有無

第3 追加審査に至った経緯・判断及び審査方法

平成27年度の決算審査完了後の10月10日、市が管理する財産の盗難と建物の損壊事件が、平成27年度において発生し相当の被害が出ていたということが、報道機関からの情報により発覚した。

それら事件については、発覚ごとに被害届を3回にわたって提出していたにも関わらず、テレビ報道されるまでの1年間余も、これを隠ぺいしていたことが判明するに至った。

財産管理の不十分さについては今までの監査の際にも指摘してきたことであるが、今回発覚した事件とその対応を見たとき、その杜撰な対応と措置には、重大な懈怠と怠慢等が組織的に認められるに至った。

ことが財産管理という財務関係にとどまらず、トップを含めた再発抑止と犯人検挙による損害の回復への努めという基本的な部分を含めて、組織の判断力や情報管理の在り方、さらには議会と市民との関係においても到底看過できない問題が内在しているものと認識する。

当然のこととして監査委員の責務上、追加審査の必要性を認め、別添1のとおり、美作監査第46号(平成28年10月24日付)により関係資料の提供と説明を求めたところ、美作市長から別添2のと通りの質疑文書の提出があり、地方自治法による監査委員に対する決算審査に付すべき義務の履行、即ち関係資料の提供と説明の履行がされなかった。

この質疑文書を受け、監査委員においてその対応について協議の結果、決算審査制度の設計趣旨に基づき、それはそれとして12月定例会会期中に追加の決算審査を報告すべきと判断した。

については、監査委員が数度にわたって現地視察した状況と、執行部が全員協議会において説明等した情報等があれば、目的がほぼ充足できるものと判断し、提供を受けた情報類をもとに追加審査を実施することとしたものである。

第4 追加審査に伴う監査委員の見解

決算審査の意見の決定については、地方自治法第233条第4項において監査委員の合議によるものと規定されている。

本件追加審査について監査委員による審議の結果、合議が調わなかったことから、審査意見を明確に出すことができなかったが、審査の透明性を高める観点から各監査委員の見解

についてそれぞれ記載する。

【窪田監査委員 松本監査委員 安本監査委員の見解】

1 決算審査に対する姿勢について (再演事項)

平成27年9月5日、9月29日、及び11月11日の併せて3回も、市の普通財産である「こぶしの里後山」で、エアコン室外機の盗難や屋根の銅板盗難による建造物の損壊という重大事件が発覚したにも関わらず、ことさらにこれを秘匿して27年度決算審査に臨んだことにより、追加の決算審査を行わざるを得なくなったことは誠に遺憾である。

また議会に対しても、10月10日民放テレビが報道したことを受けて初めて説明するという有様であったことも、遺憾極まりないことである。

なお、27年度決算審査においても、26年度と同様に一部において資料提出等がなされず決算審査が完了しなかったことは誠に遺憾であるので、監査委員制度の趣旨等を研鑽の上、これらを改められたい。

2 情報の隠ぺいに対する疑念等について

当時は消防施設からの真鍮等の盗難事件が相次いでいた時でもあったことから、本来ならば直ちに報道発表や市民への警戒告知をすべきところ、ことさらに隠ぺいしたことは、再発防止の観点からもその判断には疑問や疑念を持たざるを得ない。

少なくとも最初の発覚時点においてこれらの的確な対処がされていたならば、二次、三次の盗難や建造物の損壊による被害の拡大と、再発被害の防止が図られたはずであり、この点重大な過失があったものと判断せざるを得ない。

また、直ちに事件内容を公開し、目撃情報等の提供要請をしておれば、犯人検挙に結びつけた可能性も今よりも高かったはずであり、関係者に懈怠責任があるものと判断する。

さらに現在においても、そうした対応を欠いていることについても、責任があると言わざるを得ない。

3 被害拡大防止に対する措置不十分について

被害拡大を防止するためのバリケードの設置は、11月11日の三次発覚したのちの11月16日以降とのことであり、財産管理上責任があると判断するが、記録情報の提供が受けられないことから、この間における関係幹部職員の対応状況については、現段階においては遺憾ながら詳らかにすることは出来ない。

またバリケードの設置状況を見る限り、これも不十分設置と思われるので、現況改善も含めて相当措置されたい。

なお、バリケードの設置関係の契約や予算措置関係事務についても、説明が受けられないことから現段階においては詳らかにすることは出来ないことは遺憾である。

4 公務員の告発義務の不履行について

刑事訴訟法第239条第1項においては、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発することができる。」旨定め、さらに第2項においては、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない。」と規定されているが、犯罪の発覚が3回にも及んでいるにも関わらず、議会答弁等によれば3回の被害届の提出のみであることが認められる。

告発がされてないのなら直ちに、被疑者不詳として告発義務を履行するとともに、市民にも事実関係について説明等されたい。

5 トップを含む組織判断力と的確な対応能力について

本事件の市長への報告は、初回発覚日である9月5日から11日間も経過した9月16日という遅さである。

報告を受けた市長の指示は、同人の議会での発言記録によると、①警察に対する被害届の提出と、②再発防止策を講ずることの二点であるが、どの職員に対する指示だったのか、また指示を受けた職員がどう対応したのかは議会説明がされてないことから、現段階においては詳らかに出来ないが、被害届の提出はその2日前の14日であったことからすると、業務管理や情報管理等が不十分なことが未だに改善されていないと認めざるを得ない。

また、発覚年度の9月議会の会期は、9月6日から9月29日であるが、市長もことさらに事件の議会報告（テレビ中継あり）と目撃情報の提供協力要請もしていない。

さらに、27年度決算審査の議会報告でも指摘したことではあるが、本件について幹部会等で諮られたかどうかは上述の関係から不明であるものの、上記1から4の指摘事項からも推認できるように、トップを含めた組織判断力と的確な対応能力にも問題があると認められるので、少なくとも幹部会で現状分析を行い、問題点を洗い出すとともに、効果的な改善策を講じるよう強く求めたい。

なお本市のような場合においては、外部監査の実施も有効と考えるので、関係規程を整備の上、実施方検討されたい。

6 執行部の答弁と議員の自覚や責任感等について

平成28年10月11日の決算特別委員会・総務委員会分科会において、その前日に報道された本事件について、安部副市長が開会あいさつの中で概要説明し、議会、特に委員会に報告しなかったことは落ち度であることを認めているものである。

その後の質疑の中において、委員から12月本会議でも冒頭にちゃんと謝罪するとか、みまちゃんネルを通じて市民に報告して、そしてきちんと謝罪してもらいたいなどの発言に対して、則本委員長が「今の発言副市長よろしいですか。」と質したのに対し、安部副市長が「はい。」と答弁している。

このことについては、10月25日開催の決算特別委員会においても、則本委員長が委員長報告の中で18名全委員に対して報告していることでもある

然るに、12月定例会の初日の11月24日本会議において、執行部からはその履行が全くされなかったことは、本件重要性和責任感、そして議会答弁に対する認識が組織的に欠如しているものと言わざるを得ない。

双方ともに議会制度について再研鑽を積み、市民から報酬等をいただいているとの基本認識をもって事に当たるとともに、人間として責任感を持って与えられた任務の遂行に当たるよう改められたい。

【高田監査委員の見解】

代表監査委員らが提出するとして、合議に付された平成27年度美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見「追加審査分」には同意できないのでその意見を述べる。

地方自治法第198条の3には、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」と規定され、監査委員がその精神をもって実施した監査結果は、適正、妥当で監査を受けた側に適正に受け入れられ、以後の当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行や同地方団体の経営に係る事業の管理に資するものでなければならない。

こうした適正な監査が実施される条件には検査する側と検査される側に適正な信頼関係が存在していることが必要である。

当該監査結果の報告の決定または意見の決定については、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するため、監査委員の合議によるものとされている。

本件監査の対象は、平成27年9月5日から同年11月11日までの間において3回にわたりこぶしの里後山の建造物から合計エアコン室外機17機と屋根材銅板などが盗難被害にあったことに対する措置が不適切であったかどうかである。

美作市では、これらそれぞれの盗難被害が発覚した時点で美作警察署へ盗難被害の被害届を提出し、美作警察署が被害現場の鑑識活動などによる証拠の収集保全や被害の発見者や周辺住民の聞き込み捜査等犯人の捜査活動をしているところである。

そして、市長ら幹部は担当部署に対し、再発防止等のため、問題の建造物の周辺の巡回強化等を指示し、現実に職員が巡回等を行っていたもので、初動措置としては妥当なものと認められた。

しかしながら、第2次、第3次と盗難被害が続いたため、物理的なバリアード等による立入禁止措置を取るに至っているが、これについてもいつ盗難に会うか等予測できるものではなく、やむなきことと思われ特記しなければならない程の重大な過失は存在しないと認められた。

こうした措置に対し、代表監査委員らは、第4の【窪田監査委員 松本監査委員 安本監査委員の見解】に記載のとおり「これをことさら隠ぺいしていた」、「今回発覚した事件

とその対応を見たとき、その杜撰な対応と措置には、重大な懈怠と怠慢等が組織的に認められる」、「トップを含めた再発抑止と犯人検挙による損害の回復への努めという基本的な部分を含めて、組織の判断力や情報管理の在り方、さらには議会と市民との関係においても到底看過できない問題が内在している」などと記載し、その根拠を明確にしないまま殊更に美作市長ら幹部の責任が重大であるとの論調に終始する意見を出すこととしている。

警察法第2条で、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧および捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と規定され、盗難の被害届を受理した後の犯罪の予防、鎮圧および捜査は警察の責務とされているところ、これらを市の幹部の責務とし、その不履行を「杜撰な対応と措置、重大な懈怠と怠慢等が組織的に認められる」とするなど悪意ある言いがかりとも思える審査態度であり、とても冷静に公正かつ不偏の態度で審査に当たったとは思えない。しかも、冒頭で述べた適正な監査の実施に必要なお互いの信頼関係というものをないがしろにするものである。

以上の理由から、合議に付された代表監査委員らの審査の結果に同意して、このままの状態審査結果とするならば、その審査結果は、監査の慎重な実施を期したとは言い難く、かつ、その監査の社会的信頼を確保することはできないと認められるもので、その意見や指摘には同意できないものである。

また、代表監査委員は、インターネットに自己主催の「美作市政と私たち市民、そして「クボタ」の思い」と称するブログを設けて意見を書き入れているが、その10月11日号に本件のことを「あきれ果てる美作市の財産管理と情報隠し」との題目で

「1 今日10月11日の 決算審査・総務分科会で、昨日OHKテレビで報道された、こぶしの里後山のエアコン室外機・17機と 屋根材銅板などの盗難被害事件 について、安部副市長、山本総務部長から経過説明と 謝罪がありました。

2 説明概要を述べますと、美作市が把握している盗難発覚件数は都合3回で、第一回目の発覚日は、昨年9月5日 市民からの情報によるものでした。

2回目の発覚日は9月29日、3回目の発覚日は11月11日ということでした。

3件とも警察に被害届を提出したとの説明でしたが、発覚した回数は3回かもしれませんが、犯行回数はそれ以上に及んだ可能性も十分考えられるところです。

3 室外機や消防ホース先の真鍮などの盗難事件が相次ぎ、警察等からも警戒するよう呼びかけられていた中なのに、バリケード等を設置し被害の拡大を防止したのは11月11日だったというのですから、全国的にも被害が続発している中、美作市の幹部は 一体どういう感覚で美作市民の財産を守ろうとしていたのか、これでは 全く理解に苦しみます。

4 今日の報告内容で 最も大きな問題点は、議会への報告も、27会計年度決算監査で財産目録等監査に当たった監査委員に対しても、全く報告がなかったということ

です。

今日の報告と謝罪を傍聴していて、私は萩原市長や安部、横山の副市長などを含む組織的かつ悪質な隠ぺいだったと判断しています。市長の言って来た情報公開日本一と、透明性確保、法令遵守・コンプライアンスの程度が、こういうことだったのかと、またもや驚愕させられた次第です。

市民から信頼され、負託を受けている監査委員なら、とても看過できるはずのないことですし、異例中の異例でしょうが、議会承認後、美作市が岡山県へ提出する責任ある決算監査報告書だけに、その訂正追記が必要だと私は判断しています。近く合議する機会がありますから、そこに幹部の出席を求めて実態把握の上、判断したいと考えています。

- 5 第一回の発覚は、27年9月5日で、被害届の提出日が9月14日、第2回目の発覚が9月29日ということでしたから、いずれもが9月定例会（9月8日～10月5日）の開会中での出来事だったということになりますが、秘匿する理由が思い当たらない中、全く議会報告をしなかった市長ら幹部の判断根拠と精神が、一体何だったのか全く理解に苦しみます。

横山副市長は岡山県警の幹部なら、再発防止の観点からその動機の解明の必要性については、誰よりも理解しているはずだと、同じ元司法警察員として認識しています。

- 6 そして、同年11月11日の第3回目の発覚を合わせ、27年12月定例会、28年3月定例会と6月定例会、さらには9月定例会に至っても、市長ら幹部は組織人として何を考えてのことなのか全く理解できませんが、一切報告も報道発表もしてこなかったのですから、議会も議員も、そして決算審査に当たった監査委員さえもが、そしてなによりも美作市民が、市長などからこれほどばかにされたことはないと思います。

- 7 詳細は、今日の山本雅彦委員の発言などから、議会としては直ちに実態解明に当たるのではなく、12月議会まで持ち越されるかもしれませんが、本会議において市民に向かって異常な隠ぺい判断理由も含めて真相を市長がみまちゃんネルで明らかにし、相当対処すべきものと判断します。

ただ事件は、27会計年度中に起こっていたことだけに、そういう遅い対応で市民からの負託に基づく財産管理を含む責任ある決算認定審査が議会として出来るのか、私にはこれも理解できないところです。

- 8 その上、安本委員が開会の冒頭において、一旦休憩も入れて追及したことがあります。

それは重要な27会計年度の決算認定審査であるにも関わらず、他の分科会同様今日の分科会も、萩原市長は早期に決まっていた公務を理由に欠席のままに開催した委員会運営だったことです。

今までもそうでしたが、これでは美作市議会の日程調整が一体どうなっているのか、私には理解できないことですし、地方自治法及び美作市委員会条例に基づく市長などに対する決算審査委員会への議長からの出席要請はどうなっていたのか、監査したいと考えています。

美作市議会のけじめのなさや杜撰さなどを重ねて来たことにより、いつの間にか「ゆでガエル」になり、次々とこのような不始末を生ずるに至らしたものと私は判断しています。毎年の決算認定審査を見てきました者としては、嘆かわしい限りです。

だいたい、重要な決算認定審査に対する自覚のなさにより、今年も次年度予算につなげることの少なさが目立つ三分科会だったと判断しました。

かねてから提言していることですが、いつまでたってもみまちゃんネル中継をしてくれませんので、あとは10月25日の全体決算認定審査に注目し、時間に余裕がある市民におかれましては、傍聴等していただければと思います。」

旨掲載している。

その内容は、今回の審査結果とはほぼ同様のもので明確な根拠もないのに市長や副市長他を名指しして、更に市政や議会を殊更批判し、自己の主張する内容こそが正当であるかのごとく述べているものである。

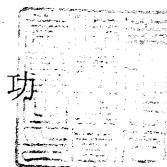
当該ブログが、誰の干渉も受けることなく自由に意見が書かれ、瞬時にそれが社会に広く公開されてしまったということを考えると、誤った情報であるのにあたかも正当なものであるとの認識を与えかねず、公正かつ不偏な態度で監査に当たらなければならない監査委員という立場の者がブログを立ち上げそれに意見を述べ、監査でも意見を述べるという二足の草鞋を履くことは危険極まりないことであり、直ちにやめてもらいたいというのが私の追加の意見である。

美作監査第46号

平成28年10月24日

美作市長 萩原 誠司 様

美作市代表監査委員 窪田 功



平成27年度決算審査の追加審査に係る資料の提出
及び関係職員からの説明について（依頼）

このことについて、平成28年8月29日付美作監査第37号にて平成27年度決算審査意見書を提出しましたが、その後平成27年度中にこぶしの里後山の備品等盗難があったことがテレビ報道されました。この件について決算審査実施時に報告等なかったため、平成27年度中の市有財産の管理等に関して、平成27年度決算審査の追加審査の必要性について協議した結果その必要を認めましたので、平成28年11月4日までに関係資料の提出と市長以下関係職員からの説明の日時取りまとめを求めます。

別添2

美作総務第 197 号
平成 28 年 11 月 4 日

美作市代表監査委員 窪田 功 様

美作市長 萩原 誠 司



平成 27 年度決算審査の追加審査に係る依頼文に対する質疑について（依頼）

平成 28 年 10 月 24 日付、美作監査第 46 号において、テレビ報道で知り、及び追加審査の必要性について協議した結果、その必要を認めたと表示されているが、以下の回答を明確に受けて意思表示及び対応をする。

記

（参考）

地方自治法（抜粋）

第 198 条の 3（服務）

監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

第 199 条（職務権限）

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

同条第 4 項

監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

同条第 12 項

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。

～ 長の選別権を表示している ～



本条（199条）の解釈・運用（一般）

監査委員制度・運営の精神、あるいは、監査機能行使の方針は、不正又は非違の摘発を旨とする点にあるのではなく、行政の適法性あるいは妥当性の保障にあるというべきであり、いかにすれば、公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政を確保することができるかということが最大の関心事でなければならない。

もちろん、監査の過程においては、あるいは、非違をただし不正を摘発する必要が生じてくるではあろうけれども、それらは、いわば副次的な目的であり、行政運営について監察的見地から検査し、正否を調べることに重点が置かれるべきものである。

○監査委員の本来の職務権限としては、一般監査と特別監査ほかとなるが、この対応についても定例と随時とがある。

○財務に関する事務の執行とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券等の出納保管、財産管理等の事務執行を全て包含するが。

問

地方自治法の関連規定等の解釈の中、根拠を明示した上、回答を求める。

1. 最小の経費で、最大の効果を挙げることを原則とする。また、職員数減が必要と大きく叫ばれる中、どうするか。

警備の強化、すなわちガードマンの利用等は、それなりの経費が必要となるが、この部分の税の支出は市民が当然ということで認められる範疇か。その見解は。

物件監査等が、利用保全管理とか、撤去の発想は見えないのか、その見解。

2. 監査のスタートは、執行部の担当部署が説明してからか。管理物件において、その物件が外部から自由に見て、確認出来る範囲であっても、監査してはいけないのか。出来ないなら、その法的根拠は。自己監査機能は全くないということか。

当市にあっては、「こぶしの里」以外にあっては梶並小学校、北部、南部のそれぞれの環境美化センター、スポーツプラザ、旧福山多目的集会所、吉野公民館、冒険の森等をかかえているが、これの実態把握は言わない、説明しないから分からない、つまり、おそまつ結果全責任は、執行部という見解か。

3. 法定では、会計年度に合わせ、監査することが求められている中、常勤監査役、議会代表監査委員にあって、特別高額な市税が報酬として支給されており、知らなかったで市民に通用することか。

「1年経ち、テレビを見て初めて知った。」の表現には驚く。現物も見ない、市民の代表であるにも関わらず、雑音も入らない前記2名の監査委員の姿勢が市民の求めている姿であろうか。

ある見方からすると、2名の日常の姿を見る限りでは、時間はたっぷり余裕であり、動き回る時間がなかったは言えないと見るがいかがか。

簡単に表現すると職務怠慢という表現が見え隠れしないのか。同地区の「東栗倉もち工房」の屋根の改修問題等は、極めてさわやかに表現されてきたが、立ち位置が異なるか再確認する。

4. 合議の論議と代表監査委員表示の権限等について

「合議による」とは監査委員全員の協議により、その意見を一致させることである。同一事項において、各委員が異なった判断をした場合であっても、合議が成立するよう、最大限努力すべきであるが、合議が整わない場合は、監査結果の報告等は決定し得ないこととなる。

監査結果の報告及び意見の提出は、合議のうえ全員の連名で行うべきが本筋であると解しているが、美作監査第46号では、代表監査委員1名の表示となっているが、全市民が納得出来る回答を求める。また、本件に関する合議までの論議の全てを明示すること。

5. 監査委員からの関係人の対応について

関係人は、応ずる義務があることは当然であるが、応じない場合においては、これを強制することはできないと解するが、任意と強制の区分認識を確認する。言葉の表現、態度の表現を分かりやすく、判例では「信頼関係」があつての判断基準となっているようだが、見解を問う。